



埼玉県報

第 609 号
令和 7 年(2025 年)
4 月 18 日
金曜日

目 次

告示

- 第 27 回参議院議員通常選挙における選挙公報印刷業務に関する入札公告（入札課）
- 電子入札共同システムヘルプデスク業務委託に関する入札公告（入札審査課）
- 令和 7 年度狩猟免許試験並びに適性試験及び更新講習の実施（みどり自然課）
- 入間都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 入間都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- クリーニング業法第 8 条の 2 第 1 項の規定に基づくクリーニング師の研修及び同法第 8 条の 3 の規定に基づく業務従事者の講習の指定（生活衛生課）
- 田甲土地改良区の役員退任届（東松山農林振興センター）
- 元荒川上流土地改良区の役員就退任届（加須農林振興センター）
- 草加都市計画事業施行の周知（道路街路課）
- 検視管理業務システムサーバ機器等の賃貸借に関する入札公告（会計課）
- 県道川越坂戸毛呂山線の供用の開始（川越県土整備事務所）
- 県道川越坂戸毛呂山線の道路の占用を制限する区域の指定（川越県土整備事務所）
- 埼玉県教育委員会定例会の招集（教委・総務課）

告 示

埼玉県告示第二百九十七号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和七年四月十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

第27回参議院議員通常選挙における選挙公報印刷業務 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入期限

令和7年7月10日（木）

(4) 納入場所

埼玉県企画財政部市町村課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和6年埼玉県告示第833号）に基づき、業種区分「印刷の請負」のA等級又はB等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目15番 1 号 埼玉県総務部入札課総務・物品調達担当 高瀬 電話048-830-5780（直通） 電子メールa2720-01@pref.saitama.lg.jp

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和 7 年 6 月 5 日（木）午前11時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和 7 年 6 月 4 日（水）午後 5 時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和 7 年 6 月 5 日（木）午前11時まで

- (4) 開札の場所及び日時

埼玉県総務部入札課 令和 7 年 6 月 5 日（木）午前11時10分

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の 5 以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第 2 項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和7年5月22日（木）午後3時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を令和7年4月24日（木）午後5時までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Name and Quantity of the Products to Be Purchased:

Printing of Official Voter Information Pamphlets for the 27th House of
Councillors Regular Election

(2) Deadline for Submissions:

By Electronic Bidding System: 11:00 am, Thursday, June 5, 2025

By Registered Mail: 5:00 pm, Wednesday, June 4, 2025

In Person: 11:00 am, Thursday, June 5, 2025

(3) Contact Information:

General Affairs • Supplies Procurement Group, Bidding Services Division,

Department of General Affairs, Saitama Prefectural Government

Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi,

Saitama-ken 330-9301, Japan

Tel. 048-830-5780

告 示

埼玉県告示第二百九十八号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和七年四月十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

電子入札共同システムヘルプデスク業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

令和7年7月1日（火）から令和10年6月30日（金）まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 履行場所

埼玉県総務部入札審査課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和6年埼玉県告示第833号）に基づき、業種区分「電子計算に関する業務」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

- (5) I S M S 認証又はプライバシーマークの認定を受けている者であること。
- (6) 本件入札の公告日から入札書受付期間の末日までの期間に、入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（「資本関係又は人的関係がある者（以下「同族企業」という。）同士の業務委託に係る同一入札への参加を制限する運用基準」参照。）。
- (7) 契約の締結日にかかわらず令和4年4月1日から本件入札の公告日までの間に、国又は地方公共団体との契約により、システムの操作方法及びパソコンの環境設定に関する問合せ業務その他の利用者からの問合せ業務の履行実績を有する者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札審査課システム担当 深山、関根 電話048-830-5181（直通） 電子メール a5770-08@pref.saitama.lg.jp

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和7年5月30日（金）午前10時30分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和7年5月29日（木）午後5時まで

なお、郵送の場合は書留郵便によること。

- (4) 開札の場所及び日時

埼玉県総務部入札審査課 令和7年5月30日（金）午前11時

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項第1号又は第3号の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和7年5月8日（木）午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、低入札価格調査制度に係る調査基準価格を設定しているため、調査基準価格未満の入札があった場合は、調査の上、当該入札を行った者を落札者とするか否かを決定する（詳細は入札説明書による。）。

なお、この公告及び入札説明書等に記載のない事項は、埼玉県業務委託低入札価格調査制度実施要領の規定によるものとする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記 2 (2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を令和 7 年 4 月 25 日 (金) 午後 5 時までに埼玉県総務部入札審査課審査担当 (〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号 電話 048-830-5775 (直通)) へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な請求書を受理した日から 30 日以内に委託料を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature of Services Required

Operation of the Electronic Bidding System Help Desk

(2) Deadline for Submissions

By the electronic bidding system: 10:30 a.m. Friday, May 30, 2025

By registered mail or in person: 5:00 p.m. Thursday, May 29, 2025

(3) Contact Information

System Group, Bidding Inspection Division,

Department of General Affairs,

Saitama Prefectural Government

3-15-1 Takasago, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301 Japan

Phone: 048-830-5181

Email: a5770-08@pref.saitama.lg.jp

告示

埼玉県告示第二百九十九号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。）第四十一条の狩猟免許試験並びに法第五十一条第二項の適性試験及び同条第四項の講習を次のとおり実施する。

令和七年四月十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 狩猟免許試験

イ 免許の区分、試験の期日及び会場並びに狩猟免許申請書の提出期限

免許の区分	期 日	会 場	提 出 期 限		
			電子申請の場合		窓口持参の場合
網猟、わな猟、 第一種銃猟、 第二種銃猟	令和七年 七月十八 日（金）	埼玉県県民 活動総合セ ンター	令和七年六 月十六日（月）	令和七年六 月十九日（木）	令和七年六 月二十五日 （水）
網猟、わな猟、 第一種銃猟、 第二種銃猟	令和七年 七月二十 六日（土）	埼玉県県民 活動総合セ ンター	令和七年六 月二十日（月）	令和七年七 月二日（木）	令和七年七 月九日 （水）
網猟、わな猟、 第一種銃猟、 第二種銃猟	令和七年 八月二十 日（水）	東松山市民 文化センタ ー	令和七年七 月二十日（火）	令和七年七 月二十五日 （金）	令和七年七 月三十日 （水）
網猟、わな猟、 第一種銃猟、 第二種銃猟	令和七年九 月七日 （日）	東松山市民 文化センタ ー	令和七年八 月四日（月）	令和七年八 月七日（木）	令和七年八 月十三日 （水）
網猟、わな猟、 第一種銃猟、 第二種銃猟	令和八年一 月三十一日 （土）	埼玉県県民 活動総合セ ンター	令和七年十 二月十五日（月）	令和七年十 二月十八日（木）	令和七年十 二月二十三 日（火）
わな猟	令和八年二 月六日 （金）	東松山市民 文化センタ ー	令和七年十 二月十五日（月）	令和七年十 二月十八日（木）	令和七年十 二月二十三 日（火）

ロ 受験資格

試験当日において、次の(1)から(3)までに該当する者

- (1) 県内に住所を有する者
- (2) 法第四十条各号のいずれにも該当しない者
- (3) 狩猟免許試験の受験を禁止されていない者

ハ 受験案内の入手方法

令和七年五月九日（金）より、みどり自然課ホームページ（<https://www.pref.saitama.lg.jp/kurashi/pet/choju/shuryo/index.html>）からダウンロードするほか、各環境管理事務所で入手すること。

ニ 申請方法

- (1) インターネットによる場合

埼玉県電子申請・届出サービスにおいて、必要な事項を入力するとともに、受験案内で指定する電磁的記録を添付すること。なお、電子申請・届出サービスのページについては、別途埼玉県みどり自然課ホームページ(<https://www.pref.saitama.lg.jp/kurashi/pet/choju/shuryo/index.html>)で案内する。

また、申請完了のメールが届いた後に、受験案内で指定する書類を、受験者の住所地を管轄する環境管理事務所に提出すること。

- (2) 持参による場合

受験案内で指定する狩猟免許申請書その他の書類を、受験者の住所地を管轄する環境管理事務所に持参すること。

ホ 狩猟免許申請手数料

五千二百円（法第四十九条第一号に掲げる者にあつては三千九百円）を受験案内で指定する方法により納付すること。

ヘ 試験の方法

- (1) 試験は、次に掲げる科目について行う。

区分	科 目
適性試験	視力 聴力 運動能力
知識試験	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令 猟具 鳥獣 鳥獣の保護及び管理

技能試験	網猟免許にあつては、猟具の使用の是非の判別及び架設並びに鳥獣の判別 わな猟免許にあつては、猟具の使用の是非の判別及び架設並びに獣類の判別 第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許にあつては、猟具の取扱い、距離の目測及び鳥獣の判別
------	---

- (2) 技能試験は、適性試験及び知識試験の合格者に対して行う。
- (3) 法第四十九条第一号に該当する者については、知識試験のうち、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令、鳥獣並びに鳥獣の保護及び管理に係るものを免除する。
- ト

狩猟免許申請書の入手方法

狩猟免許申請書は、令和七年五月九日（金）から受験案内で指定する方法により入手すること。
- チ

その他

受験者が申し込んだ試験会場が定員に達しているときは、別の期日及び会場を指定することがある。

二
 狩猟免許の更新を受けようとする者の適性試験及び講習

期 日	会 場	提出期限		
		電子申請の場合		窓口持参の場合
		申 請	書類提出	
令和七年七月五日（土）	ウエスタ川越	令和七年六月十七日（火）	令和七年六月二十日（金）	令和七年六月二十五日（水）
令和七年七月十日（木）	秩父宮記念市民会館	令和七年六月十七日（火）	令和七年六月二十日（金）	令和七年六月二十五日（水）
令和七年七月十四日（月）	深谷市民文化会館	令和七年六月二十五日（水）	令和七年六月三十日（月）	令和七年七月四日（金）
令和七年八月二十二日（金）	松伏町中央公民館	令和七年八月五日（火）	令和七年八月八日（金）	令和七年八月十二日（火）
令和七年八月三十日（土）	さいたま市民会館いわつき	令和七年八月十二日（火）	令和七年八月十五日（金）	令和七年八月二十日（水）

イ
 適性試験及び講習の期日及び会場並びに免許更新申請書の提出期限

ロ 対象者

次の(1)から(3)までに該当する者

- (1) 県内に住所を有する者
- (2) 令和七年九月十四日に有効期限が満了となる狩猟免許を受けている者
- (3) 法第四十条第二号から第四号までのいずれにも該当しない者

ハ 更新案内の入手方法

令和七年五月九日（金）より、みどり自然課ホームページ（<https://www.pref.saitama.lg.jp/kurashi/pet/choju/shuryo/index.html>）からダウンロードするほか、各環境管理事務所でも入手すること。

ニ 申請方法

- (1) インターネットによる場合

埼玉県電子申請・届出サービスにおいて、必要な事項を入力するとともに、更新案内で指定する電磁的記録を添付すること。なお、電子申請・届出サービスのページについては、別途埼玉県みどり自然課ホームページ（<https://www.pref.saitama.lg.jp/kurashi/pet/choju/shuryo/index.html>）で案内する。また、申請完了のメールが届いた後に、更新案内で指定する書類を、受験者の住所を管轄する環境管理事務所に提出すること。

- (2) 持参による場合

更新案内で指定する狩猟免許更新申請書その他の書類を、受験者の住所を管轄する環境管理事務所に持参すること。

ホ 狩猟免許更新申請手数料

二千九百円を更新案内で指定する方法により納付すること。

ヘ 適性試験及び講習の科目

区分	科目
適性試験	視力 聴力 運動能力
講習	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令 猟具 鳥獣 鳥獣の保護及び管理

ト 狩猟免許更新申請書の入手方法

狩猟免許更新申請書は、令和七年五月九日（金）から更新案内で指定する方

法により入手すること。

チ その他

申請者が申し込んだ適性試験及び講習の会場が定員に達しているときは、別の期日及び会場を指定することがある。

告 示

埼玉県告示第三百号

入間市から入間都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

令和七年四月十八日

埼玉県知事 大 野 元 裕

告 示

埼玉県告示第三百一号

入間市から入間都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

令和七年四月十八日

埼玉県知事 大 野 元 裕

告 示

埼玉県告示第三百二号

クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第八条の二第一項の規定によるクリーニング師の研修及び同法第八条の三の規定による業務従事者の講習として次のとおり指定した。

令和七年四月十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 主催者

東京都港区新橋六丁目八番二号

公益財団法人全国生活衛生営業指導センター

二 クリーニング師の研修の日程及び会場

イ 令和七年九月七日

埼玉県さいたま市浦和区高砂四丁目四番十七号

埼玉県食環センター

ロ 令和七年十月二十三日

埼玉県川越市鯨井千五百五十六番地一

川越西文化会館

ハ 令和七年十一月九日

埼玉県さいたま市西区西遊馬千二百七十番地一

埼玉県クリーニング会館

三 業務従事者の講習の日程及び会場

イ 令和七年九月十六日

埼玉県春日部市大沼一丁目七十六番地

埼玉県春日部地方庁舎

ロ 令和七年十月八日

埼玉県さいたま市浦和区高砂四丁目四番十七号

埼玉県食環センター

ハ 令和七年十一月十四日

埼玉県さいたま市浦和区高砂四丁目四番十七号

埼玉県食環センター

四 受講料

イ クリーニング師の研修の受講料 五千元

ロ 業務従事者の講習の受講料 四千五百円

告 示

埼玉県告示第三百三号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、
田甲土地改良区から役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出が
あった。

令和七年四月十八日

埼玉県知事 大 野 元 裕

一 退 任

職 名	氏 名	住 所
理事	松 本 八 郎	埼玉県比企郡吉見町大字田甲千五百七十八番地

告 示

埼玉県告示第三百四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、元荒川上流土地改良区から役員に就任した者及び役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和七年四月十八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 就任

職名	氏名	住 所
理事	大関 守宏	埼玉県行田市大字南河原五百十六番地三
同	吉田 廣明	同 同 酒巻千五百七十五番地一
同	秋庭 博司	同 同 荒木千四百八十四番地一
同	高橋 明雄	同 同 下池守四百七十一番地
同	高澤 克芳	同 同 長野六千六十三番地
同	平塚 恵一	同 佐間三丁目七番一号
同	高松 清治	同 大字持田四百九十六番地一
同	小山 浩一	同 同 埼玉千三百四番地
同	伊藤 政一	同 同 渡柳千六番地一
同	山口 勝充	同 同 樋上百八十五番地
同	渡邊 隆	同 同 下須戸千四百十八番地
同	河野 恭男	同 同 真名板千五百三十五番地一
同	中島 牡雄	同 羽生市大字上新郷千三百一番地
同	新井 公平	同 鴻巣市広田三千二百十七番地
同	渡邊 仁	同 同 新井百七十八番地
同	羽鳥 功一	同 同 屈巢千五百二十二番地
同	島田 眞佐雄	同 同 下忍四千八百十八番地
同	坂野上 文雄	同 同 天神一丁目九番二十二号
同	大塚 進	同 同 笠原三千六十九番地の二
同	矢部 一夫	同 同 下谷千六百四十四番地の一
同	小川 保夫	同 加須市中種足六百九十一番地一
同	長谷部 富雄	同 久喜市菖蒲町小林三千七百五十六番地の一
同	金子 章	同 同 上栢間三千六百七十八番地
同	長野 忠男	同 桶川市大字加納二千九百十四番地の一
同	大谷 與志子	同 行田市谷郷三丁目九番十五号

理事	島田早苗	埼玉県行田市大字前谷千二百九十番地
監事	加藤誠一	同 同 中里四百八十二番地一
同	岡田元章	同 同 真名板二千二百六番地
同	河野廣	鴻巣市常光三百九番地の一

二 退任

職名	氏名	住所
理事	大関守宏	埼玉県行田市大字南河原五百十六番地三
同	吉田廣明	同 同 酒巻千五百七十五番地一
同	野村正幸	同 同 荒木三千六百十五番地
同	高橋明雄	同 同 下池守四百七十一番地
同	高澤克芳	同 同 長野六千六十三番地
同	平塚恵一	同 同 佐間三丁目七番一号
同	高松清治	同 同 大字持田四百九十六番地一
同	町田秀夫	同 同 埼玉四千八百四十二番地
同	落合哲男	同 同 利田六百二十番地
同	荻原重夫	同 同 樋上三十七番地
同	渡邊隆	同 同 下須戸千四百十八番地
同	柴崎通	同 同 真名板百九十九番地
同	中島牡雄	羽生市大字上新郷千三百一番地
同	大島秀次	鴻巣市赤城七百十九番地
同	渡邊仁	同 同 新井百七十八番地
同	羽鳥功一	同 同 屈巢千五百二十二番地
同	島田眞佐雄	同 同 下忍四千八百十八番地
同	小澤一郎	同 同 鴻巣千二百六十一番地
同	大塚進	同 同 笠原三千六十九番地の二
同	矢部一夫	同 同 下谷千六百四十四番地の一
同	栗原敏男	加須市中種足千六十七番地
同	長谷部富雄	久喜市菖蒲町小林三千七百五十六番地の一
同	岩部正彦	同 同 新堀千八百五十四番地
同	長野忠男	桶川市大字加納二千九百十四番地の一
同	堀口健一	熊谷市池上七百十九番地
監事	吉田孫兵衛	行田市大字北河原二百十二番地
同	岡田元章	同 同 真名板二千二百六番地
同	河野廣	鴻巣市常光三百九番地の一

告 示

埼玉県告示第三百五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十二条第一項の規定による都市計画事業の認可の告示（令和七年関東地方整備局告示第百四十五号）があつたので、同法第六十六条の規定により次のとおり公告する。

なお、公告の日の翌日から起算して十日を経過した後に事業地内の土地建物等を有償で譲り渡そうとする者は、都市計画法第六十七条第一項の規定により当該土地建物等、その予定対価の額及び当該土地建物等を譲り渡そうとする相手方その他の事項を書面で施行者に届け出なければならない。

令和七年四月十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 施行者の名称

埼玉県

二 事務所の所在地

埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目二番八十二号

三 都市計画事業の種類及び名称

草加都市計画道路事業三・三・七十七号三郷流山線

四 事業施行期間

令和七年四月四日から令和十七年三月三十一日まで

五 事業地の所在

イ 収用の部分

埼玉県三郷市大字半田字上ノ割、字五反田及び字七反田、大字采女新田字會野谷並びに新三郷ららシティ三丁目並びに埼玉県吉川市大字道庭字堤外地内

ロ 使用の部分

埼玉県三郷市新三郷ららシティ三丁目並びに埼玉県吉川市大字道庭字堤外及び美南三丁目地内

告 示

埼玉県告示第三百六号

W T O に基 づ く 政 府 調 達 に 関 す る 協 定 の 適 用 を 受 け る 調 達 に つ い て 、 次 の と お り
一 般 競 争 入 札 に 付 す る 。

令 和 七 年 四 月 十 八 日

埼 玉 県 知 事 大 野 元 裕

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

検視管理業務システムサーバ機器等の賃貸借 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

契約締結日から令和12年11月30日（土）まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 納入場所

埼玉県警察本部刑事部捜査第一課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和6年埼玉県告示第833号）に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 納入しようとする物品が仕様書等を示す各要求事項に適合することを認めら

れた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所並びに入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部
総務部財務局会計課調度係 香崎 電話048-832-0110 内線2245

- (2) 入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 仕様書の交付方法及び問合せ先

次の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部
刑事部捜査第一課企画・指導係 當眞 電話048-832-0110 内線4152

- (4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和7年6月27日（金）午前10時50分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

- (ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和7年6月26日（木）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

- (イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和7年6月27日（金）午前10時50分まで

- (5) 開札の場所及び日時

埼玉県警察本部総務部財務局会計課 令和7年6月27日（金）午前11時

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和7年6月4日（水）午後3時までに提出し、競争入札参加資格（上記2(5)に定める競争入札参加資格を除く。）の確認を得なければならない。また、上記2(5)に定める競争入札参加資格については、納入する物品について機能証明書等を作成し、令和7年6月4日（水）午後3時までに3(3)の場所に提出し、確認を得なければならない。

なお、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記 2 (2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を令和 7 年 5 月 7 日 (水) までに埼玉県総務部入札審査課審査担当 (〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号 電話048-830-5775 (直通)) へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: A Lease of Server Device for Autopsy Management System
- (2) Time - limit for tender: By the electronic tender system; 10:50 a.m. June 27, 2025 By registered mail; 5:00 p.m. June 26, 2025 In person; 10:50 a.m. June 27, 2025
- (3) Contact point for the notice: Property Management Group, Finance Division, Finance Bureau, General Affairs Department, Saitama Prefectural Police Headquarters, 3-15-1 Takasago, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-8533, Telephone 048-832-0110 Ext.2245

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和七年四月十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年四月十八日

埼玉県川越県土整備事務所長 木 村 暢 宏

路 線 名	川越坂戸毛呂山線
供用開始の区間	川越市大字小堤字春日山辺一五番七 地先から同市大字小堤字春日山辺一 五番七地先まで
供用開始の期日	令和七年四月十八日
備 考	令和五年三月二十八日付け埼 玉県川越県土整備事務所長告 示第九号で告示した道路予定 区域の供用開始である。延長 一四・〇五メートル

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定により次のとおり公示する。

その関係図面は、令和七年四月十八日から二週間埼玉県川越県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年四月十八日

埼玉県川越県土整備事務所長 木 村 暢 宏

一 道路の種類及び路線名

占用を制限する区域

県道 川越坂戸毛呂山線

川越市大字小堤字春日山辺一五番七地先から
同市大字小堤字春日山辺一五番七地先まで

二 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りではない。

三 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四 占用の制限の開始の期日

令和七年四月十九日

告 示

埼玉県教委告示第十二号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和七年四月十八日

埼玉県教育委員会教育長 日 吉 亨

一 日時

令和七年四月二十三日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

イ 県立げんきプラザ再編整備計画について

ロ その他